

小金井市まちづくり委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号。以下「条例」という。）第8条第9項の規定に基づき、小金井市まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長)

第2条 委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第4条 まちづくり委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。